

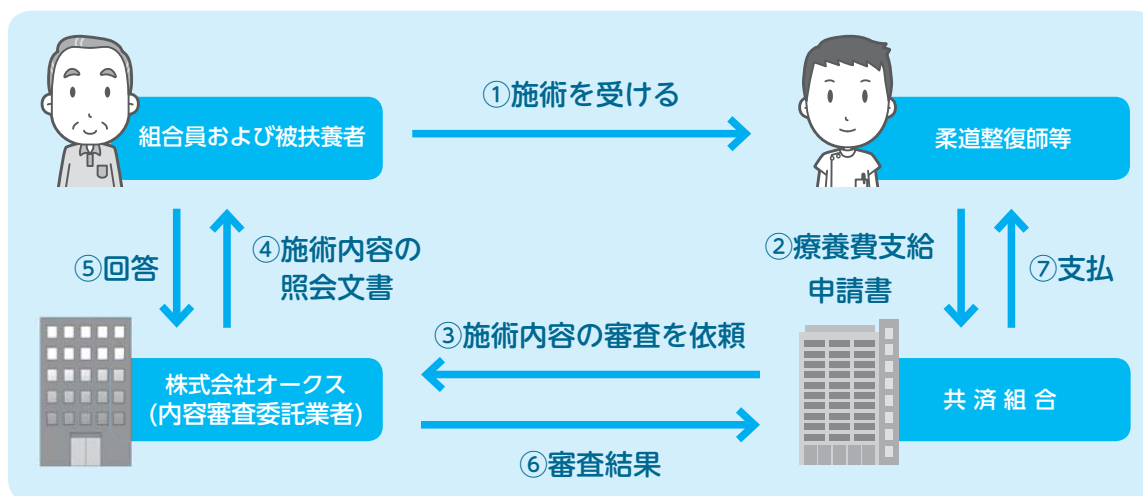
平成29年4月診療分から

柔道整復師の施術内容の照会をします

組合員証を使用して柔道整復師にかかった療養費は、組合員の皆さんの掛金と所属所が負担する負担金から支払われています。

昨今、一部の柔道整復師による療養費の不正請求が社会問題となっていることから、当組合では医療費適正化対策の一環として、整骨院・接骨院等での施術について外部委託により内容審査を実施することとしました。

調査が必要な方に対し、施術を受けてから概ね2ヵ月後に委託業者(株式会社オークス)からご自宅に調査書を送付しますので、ご協力をお願いします。



業務委託先

業務委託先である株式会社オークスは、全国市町村職員共済組合連合会においてレセプト点検専門業者の中から共同入札の結果選定され、受託契約を締結しています。

個人情報の取扱い

受診照会により知り得た個人情報は、柔道整復師療養調査に使用し、他の目的には一切使用しません。

組合員証を使用して施術を受ける場合には…

保険適用の範囲を確認しましょう

保険適用の対象……………骨折、脱臼、打撲、捻挫などで、内科的原因によらないもの
※骨折および脱臼については、応急処置をする場合を除きあらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

保険適用の対象外……………肩こり、筋肉疲労、保険医療機関で治療中の負傷、公務災害(仕事での負傷)、通勤災害(通勤途中での負傷)など

施術内容を確認しましょう

- 「療養費支給申請書」に署名する際に、傷病名・施術部位・施術日数・金額等を確認しましょう
- 領収書を必ずもらい、毎年9月と2月に当組合から送付する「医療費通知書」と照らし合わせ、日数や金額等に相違がないか確認しましょう